

愛知県吹奏楽コンクール実施規定細則（高等学校の部）

平成 28 年 5 月 10 日改訂

（総 則）

第 1 条 本実施規定細則は、愛知県吹奏楽コンクール実施規定を受け、「高等学校の部」を記述するものである。

（目 的）

第 2 条 本コンクールは、愛知県の吹奏楽発展と高等学校の吹奏楽部の活性化を目的とし、公正かつ明確に実施されるものである。

第 3 条 「高等学校の部」は、東海吹奏楽コンクール予選と、初級バンドのためにプライマリー大会を実施する。

（東海吹奏楽コンクール予選）

第 4 条 東海吹奏楽コンクール予選は、次の項に基づき実施する。

第 1 項（位置付け） 全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる大会。

第 2 項（人数制限） 55 名以内。

第 3 項（演奏曲目） 全日本吹奏楽連盟が定める課題曲及び自由曲の 2 曲。

第 4 項（演奏時間） 課題曲の開始から自由曲の終わりまで 12 分以内。

第 5 項（演奏者） 課題曲・自由曲の演奏は同一人に限る。また、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までステージへの出入りを原則禁止とする。ただし、バンドやオフステージなどの演奏効果のために出入りが必要である場合は、事前に事務局の許可を得ること。

第 6 項（代表数） [県大会] 全 40 団体とし、各支部の地区大会参加団体数を考慮し、高等学校吹奏楽連盟理事会において決定する。ただし、前年度、繰り上げによらず東海大会 B 編成の部への出場資格を獲得した団体が複数ある地区については、その地区の代表数を 1 増やす。その場合は、県大会の全参加数もその分だけ増える。

[県代表選考会] 県大会 2 日間の上位 7 団体ずつ、計 14 団体とする。

第 7 項（シード） 前年度県代表として東海大会 A 編成に出場した団体はシードされ、地区大会を経ないで県大会へ参加できる。

第 8 項（審査） [地区大会及び県大会]

愛知県吹奏楽コンクール審査内規に従い、金賞・銀賞・銅賞を授与する。

[県代表選考会] 順位はつけるが、金・銀・銅には分類しない。

第 9 項（県代表） 審査員は、東海支部の定める規定に基づき、県代表選考会より東海大会への代表を選出する。

（プライマリー大会）

第 5 条 プライマリー大会は、次の項に基づき実施する。

第 1 項（位置付け） 初級バンドを対象とした大会。

第 2 項（人数制限） 55 人以内。ただし、代表権のない団体についてはその限りではなく、支部判断に委ねるものとする。

第 3 項（演奏曲目） [地区大会] 自由曲 2 曲以内。

[県大会] 自由曲 1 曲のみ。

第 4 項（演奏時間） [地区大会] 12 分以内。

[県大会] 7 分以内。

第 5 項（地区代表数） 各地区より推薦された一団体以内とする。

第 6 項（出場制限） プライマリー大会において県大会に出場した団体は、翌年度は地区代表になることはできない。

第 7 項（審査） [地区大会] 愛知県吹奏楽コンクール審査内規に従い、金賞・銀賞・銅賞を授与する。

[県大会] 参加団体すべてを「奨励賞」とする。

（出場資格）

第 6 条 同一学校が、地区大会において東海吹奏楽コンクール予選及びプライマリー大会両方に出場してもよいが、演奏者は重複してはならない。また、その団体が、プライマリー大会の地区代表となることはできない。

第 7 条 地区大会・県大会・県代表選考会共それぞれの参加申込書の人数を越えてはならない。ただし、やむを得ず変更する場合は当日本部にて申し出ること。

第 8 条 愛知県吹奏楽コンクール（高等学校の部）において、一般の部との重複参加を認める。

（付 則）

第 9 条 開催上の細目については高等学校吹奏楽連盟理事会で定める。

第 10 条 この実施規定細則は、高等学校吹奏楽連盟の決議及び愛知県吹奏楽連盟常任理事会の承認により改訂することができる。

第 11 条 この実施規定細則は、平成 14 年度より施行する。

平成 14 年 2 月 26 日施行 平成 21 年 5 月 9 日改訂 平成 23 年 4 月 30 日改訂 平成 28 年 5 月 10 日改訂